

【別紙3】コンテナを利用した長期滞在施設整備の仕様詳細

<宿泊施設について>

項目	仕様
構造	● コンテナを利用した「建築物」とする。 ● コンテナのサイズは1室あたり、20フィート：W 6,058mm×D2,438mm×H 2,615mmと同程度のものとする。 ● 1建築物あたり200㎡未満かつ平屋建てとすること。 ● 宿泊施設の運営形態は、施設管理者と入居者との賃貸借契約を想定している。 ● 積雪加重について、垂直積雪量は石川県建築基準法施行細則第十五条で定める輪島市三井町の数値を適用すること。
棟数	● 宿泊施設については、20室整備とする。
建物基礎	● コンテナを鉄筋コンクリート造等の基礎に緊結し、コンテナに作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝えること。
外壁の色	● プロポーザルにおいて、外壁の色を提案すること。
トイレ・入浴設備・洗面設備	● 【トイレ】暖房便座及びシャワー機能付きであること。 ● 【入浴設備】シャワー及び浴槽設備があること。 ● 【洗面設備】冷水及び温水を出すことのできる洗面設備があること。
給排水接続	● 受水槽や浄化槽と適切に給排水を接続すること。
適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備	● 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。 ● 建築基準法で定められた基準をクリアすること。
入口の設備	● 入り口の建具は堅牢で防音に適したものであること。 ● 入り口に施錠設備があること。 ● 各部屋の区別がわかるように、コンテナの壁面や部屋の入口などに部屋番号表示を設けること。 ● 各部屋にインターホンを設置すること。 ● 各部屋の入口の外に人感センサー機能付きの玄関灯を設けること。 ● 建設場所は雪が多い地域ということも踏まえ、降雪が多い場合でも入口の建具の開け閉めに支障が無いように庇等の設備を設けること。
照明器具	● LED照明とすること。
コンセント	● 各部屋の家電製品、家具の配置を考慮し、適切なコンセントの数を整備すること。 ● エアコン、電子レンジ、IHコンロのコンセントはそれぞれ単独回路とすること。
空調設備	● 適切な空調能力を有するエアコン1台を設置すること（業務用は除く）。 ● 適切な換気が行われる設備を有すること。 ● 屋外機は雪に埋まらないよう配慮された配置とすること。
断熱・気密	● 建築物省エネ法の省エネ基準をクリアすること。
防音・遮音性能	● 連棟・長屋の場合は、適切な防音・遮音性能を提案すること。
ミニキッチン	● 室内にミニキッチン（簡易的な台所）を有すること。 ● IHコンロを1口以上備えること。 ● IHコンロは一体でなくて構わない。 ● IHコンロの上部には、換気扇を設けること。 ● 給湯設備を備えること。 ● 水栓はシングルレバー混合水栓とすること。

項目	仕様
給湯設備	● プロパンガスタイプとすること。 ● 屋外壁掛型のガス給湯器とすること。 ● 追い焚きは不要。 ● 室内にリモコンを設けること。
プロパンガス	● L P ガス配管（ガスメーターから給湯器等消費機器に至るまでの配管）や、給湯器の設置工事については、L P ガス事業者を設置費用を持たせてはならない。 ● L P ガス事業者は、L P ガス配管に関する代金を、利用者ガス料金に転嫁させてはならない。
宅内への引込	● 単相 3 線式 30A を引き込むこと。 ● プレーカー（30A）、分電盤整備すること。 ● 屋外にテレビの受信設備を設けるとともに、室内にテレビ受口を設け、そこまでのテレビ配線を行うこと。
カーテン	● カーテンは防災表示のついた製品を使用すること。 ● 1 重レールの場合は遮光カーテンを使用すること。2 重レールの場合は、レースカーテンと遮光カーテンとすること。
耐火規定・内装制限	● 建築基準法で定められた基準をクリアすること。
特記事項	● 使用材料は、規制対象外ホルムアルデヒド発散建築材料（F ☆☆☆☆）以上とすること。 ● 内装制限など法令に順守したものとする。 ● J A S ・ J I S 規格品以外を使用する場合は、上記規格品同等とし、VOC 測定を行う（同一形式ごとに 1 箇所ずつ実施とする）こと。
通信設備	● Wi-Fi を利用できるように整備すること。 ● 回線業者との契約方法を提案すること。
家電製品、家具について	● 必要な備品を列举し配置も含めて提案すること。ただし、実際の備品の調達は石川県が実施する。 ● 備品の設置に必要なスペースの確保と、家電製品に必要なコンセント数、テレビの配線など各種配線等を整備すること。 ● テレビは、3 2 型テレビ以下とする。 ● 冷蔵庫は、2 ドア冷蔵冷凍庫（9 0 L）と同等の規格のものを配置する予定。 ● 電子レンジは、単機能電子レンジ（1 8 L）と同等の規格のものを配置する予定。 ● ベッドは、フレームとマットレス（シングルサイズのものとする）を配置する予定。寝具は入居者が準備する。 ● 机（1 台）、椅子（1 脚）を配置する予定。※机サイズは（W800×D600×H700）程度を想定。

＜共同利用施設について＞

項目	仕様
構造	● コンテナを利用する場合、コンテナを利用しない場合いずれも可とする。 ● コンテナの仕様は、20 フィート：W 6,058mm×D 2,438mm×H 2,615mm とするが、複数のユニットを一体型に加工する提案も可能とする。 ● 1 建築物あたり 200 ㎡未満かつ平屋建てとすること。 ● コンテナを利用しない場合においてもプレハブ工法のものなど撤去・移動が比較的容易な建築物とすること。 ● 積雪加重について、垂直積雪量は石川県建築基準法施行細則第十五条で定める輪島市三井町の数値を適用すること。
棟数	● 共同利用施設については、コンテナを利用する場合は、コンテナ 3 棟分以上の整備とすること。 ● コンテナを利用しない場合は、コンテナ 3 棟分以上の空間、面積を確保した整備とすること。
建物基礎	● 鉄筋コンクリート造等の基礎に緊結し、建物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝えること。
外壁の色	● プロポーザルにおいて、外壁の色を提案すること。
共同利用施設の機能、スペース	● 【①フリースペース】 入居者同士の交流やデスクワークを行うことができるフリースペースを設けること。 ● 【②管理者スペース】 防犯カメラなど管理者専用の備品などを保管する管理者だけが出入りできるスペースを設けること。 ● 【③貸し出しスペース】 掃除機などの入居者に対する備品などの貸し出し場所としてのスペースを設けること。 ● 【④ランドリースペース】 入居者専用のランドリースペースを設けること。
【①フリースペース】の仕様、備品等	● 入居者同士が日常的に交流できる機能をもったスペースの工夫がされていること（5 人以上を想定）。 ● 日常的な交流等を実施する上で必要な備品を列举し配置も含めて提案すること。ただし、実際の備品の調達は石川県が実施する。 ● 交流会や活動発表などでモニターを利用することを想定し、3 2 型以上の壁掛けテレビを整備する予定。 ● 照明については、点灯消灯などの時間を設定できるようなタイマー設定や人感センサーの機能が付いたものを整備する予定。 ● イベントやパソコン作業ができるようコンセントを適切に配置すること。 ● 施設利用者が共通で利用できるトイレを 1 台以上整備すること。 ● トイレは暖房便座及びシャワー機能付きであること。 ● 手洗い用の洗面器を設けること。
【②管理者スペース】の仕様、備品など	● 施設を管理するうえで必要な機能を集約した管理者用のスペースを設けること。 ● 施設管理者しか出入りできないように施錠ができるスペースとすること。 ● 必要な備品を列举し配置も含めて提案すること。ただし、実際の備品の調達は石川県が実施する。 ● スペースは必要最低限の広さとすること。
【③貸し出しスペース】の仕様、備品等	● 入居者向けの貸し出し用の掃除機等の備品を保管するスペースを整備すること。
【④ランドリースペース】	● 入居者専用のランドリースペースを設けること。 ● ランドリースペースには、全自動洗濯機及び衣類乾燥機を各 3 台以上の設置を予定している。ただし実際の備品の調達は石川県が実施する。 ● 全自動洗濯機及び衣類乾燥機については、電気式、ガス式等の仕様や配置などについて提案すること。 ● 全自動洗濯機と衣類乾燥機用の提案に応じた電源、給排水及びガスの設備を設けること。
給排水接続	● 受水槽や浄化槽と適切に給排水を接続すること。
適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備	● 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。 ● 建築基準法で定められた基準をクリアすること。
照明器具	● L E D 照明とすること。
コンセント	● 各スペースの機能を考慮し、適切なコンセントの数を整備すること。

項目	仕様
空調設備	● 適切な空調能力を有するエアコンを設置すること。（各スペースとの共有は可とするが、エアコンが無いスペースができないように適切に設置） ● 適切な換気が行われる設備を有すること。 ● 屋外機は雪に埋まらないよう配慮された配置とすること。
断熱・気密	● 建築物省エネ法の省エネ基準をクリアすること。
防音・遮音性能	● 連棟・長屋の場合は、適切な防音・遮音性能を提案すること。
施設への引込	● 単相 3 線式 30A を引き込むこと。 ● ブレーカー（30A）、分電盤を整備すること。 ● 屋外にテレビの受信設備を設けるとともに、室内にテレビ受口を設け、そこまでのテレビ配線を行うこと。
カーテン	● カーテンは防災表示のついた製品を使用すること。 ● 1 重レールの場合は遮光カーテンを使用すること。2 重レールの場合は、レースカーテンと遮光カーテンとすること。
耐火規定・内装制限	● 建築基準法で定められた基準をクリアすること。
特記事項	● 使用材料は、規制対象外ホルムアルデヒド発散建築材料（F☆☆☆☆）以上とすること。 ● 内装制限など法令に順守したものとすること。 ● J A S ・ J I S 規格品以外を使用する場合は、上記規格品同等とし、VOC 測定を行う（同一形式ごとに 1 箇所ずつ実施とする）。
通信設備	● Wi-Fi を利用できるように整備すること。
ゴミステーションなど	● 入居者専用のゴミステーションを設置すること。 ● 燃えるゴミ、不燃物、ビン、缶、ペットボトルなど分別してゴミが出せるような仕様とすること。 ● 臭いやカラスなど鳥獣の被害対策として、必要な囲い等の工作物を設けること。 ● 宿泊施設、共同利用施設は禁煙とする。
敷地内道路、駐車場について	● 敷地内はアスファルト舗装を行うこと。 ● 入居者及び事業者が利用しやすいように敷地内道路を整備すること。 ● 敷地前の道路からは、車両が出入りできる開口部がないため、必要な広さの開口部取付工事を行うこと。 ● 駐車場については、入居者一室あたり 1 台分の整備をすること。 ● 出入事業者用の駐車場スペースを少なくとも 1 台分確保すること。 ● 駐車スペースは白線の舗装を行うなど敷地内道路の区分が分かるように整備すること。 ● 積雪があった場合、敷地内道路を除雪することがあるので、敷地内道路、駐車場の整備を行う際には、除雪のことも考慮し設計を行うこと。 ● 融雪や構内清掃用に共有施設のそばや宿泊棟の隣接する場所に水道栓を 4 箇所程度整備すること。
安全・安心	● 敷地内に適切な数の外灯を設けること。タイマーと自動点滅器を設けること。 ● 敷地内に適切な数の防犯カメラを設けること。共同利用施設の出入り口や敷地内の要所など適切に配置し、一定期間記録を行うこと。 ● 宿泊施設（各部屋に 1 基）、共同利用施設に適切な規模と数の消火器を配置すること。
その他	● 当事業に賛同いただいた企業の企業名やロゴなどを紹介するため、共同利用施設のコンテナの壁面スペースなどを活用する予定としている。入居者や敷地前の道路を往来する人にも認識性の高いものとなるように、共同利用施設の配置を計画すること。

<その他>

計画通知等の手続きや手数料は受注者負担とする。